## 消費生活相談だより

### 美容医療トラブル

美容医療サービスに関する相談は、SNSやウェブサイトでの広告などが受診のきっかけというケースが多くみられ、10歳代から20歳代の相談が増加しています。

▼相談事例

◎「10万円の全身脱毛」のSNS広告を見て、クリニックに出向いたが、「広告の施術は効果が低い。本来70万円のコースを60万円にする」と勧められ契約した。後悔してクーリング・オフを申し出たが、応じてもらえない。

◎「二重まぶたの手術が1日で可能。手術当日に化粧できる」というSNS広告をみて、カウンセリングを受け、そのまま当日に手術を受けた。術後1週間経っても腫れが引かない。リスクの説明はなかった。

▼アドバイス

◎その場で契約・施術をしない。

◎クリニックの広告は法律で規制（費用を強調した広告・誤認させるおそれのあるビフォーアフター写真など）されています。

◎施術前にリスクや副作用の確認をしましょう。

◎「お金がない」なら「契約しない」

◎1回限りの整形手術は原則クーリング・オフできません。役務提供期間が1カ月を超え、支払金額が5万円を超える場合は特定商取引法が適用され、契約書面を受け取った日を含む8日間はクーリング・オフができます。（例：脱毛・皮膚の活性化治療・歯牙の漂白など）

◎不安に思った場合やトラブルになったときは、消費生活相談窓口に相談しましょう。

◎国民生活センターのホームページ上にウェブ版「国民生活」2023年11月号から2024年7月号に「美容医療の基礎知識」が連載されていますのでご一読ください。

（参考：国民生活センター）

▼問い合わせ

①まち未来創造課　消費生活相談窓口
毎週月・水曜日（祝日、年末年始を除く）
午前10時～正午、午後1時～5時
リモート相談もご利用ください！
毎週火・木曜日（要予約）
☎68-2211（内線246）

②茨城県消費生活センター
平日と日曜日（日曜日は電話のみ、年末年始を除く）
午前9時～午後5時（日曜日は午後4時まで）
☎029-225-6445

③国民生活センター（消費者ホットライン）年末年始を除く
午前9時～午後4時
☎188（いやや！）

※他市町村へのご相談はご遠慮ください。

## こども家庭センターだより

### 不妊相談センターグループミーティング開催

～おしゃべり会のご案内～

ご自身の不安や疑問、治療中のストレスや想いを共有する時間を過ごしましょう。

○体外受精のメリット、デメリット、妊娠率、病院情報を知りたい。

○治療法や転院に悩んでいる。

○先進医療やサプリ、身体作り、皆さんどうしてるのかな？

○どこまで治療を続けるか、自費になってしまったら…、その先にある治療法って何があるの？

○夫、友人、姉妹との関係性、仕事の両立、職場でのストレス…、治療中に感じるモヤモヤや誰にも話せなかった胸の内を聞いて欲しい。

▼日時　3月15日(日)
午後1時30分～3時30分

▼場所
茨城県メディカルセンター3階会議室（水戸市笠原町489）

▼募集対象　一人目妊活中の方

▼定員　10名

▼申し込み期限
3月13日(金)　午後3時まで
茨城県産婦人科医会に電話で申し込みください。

▼問い合わせ　茨城県産婦人科医会
☎090-2282-7388
平日　午前9時～午後3時

### 乳幼児の事故防止

子どもはいろんなことに興味をもって、どんどんチャレンジしていきますが、危険を予知することは全くできません。悲しいことに、ふとした事故で亡くなる子どももいます。大人の気配りで子どもの事故を防ぎましょう。

町では、3～4カ月児相談、1歳6カ月児健診、3歳児健診で安全チェックリストをお配りしています。子どもの事故防止のために活用してみてください。

【赤ちゃんの成長】

○3カ月　なんでも口に入れる

○6カ月　寝返りをうつ

○8カ月　はいはいを始める

○9カ月　つかまり立ちが始まる

○1才　歩き始める

○1才3カ月　階段を上る

子どもの成長にともなって、起こりやすい事故は変わります。

0才～　窒息、異物誤飲、やけど、転倒・転落による外傷

1才～　転落（階段など）、溺水（お風呂）、誤飲、やけど

3才～　転落（ベランダなど）、やけど（火遊び）、溺水（川）、交通事故

詳しくは、下記二次元コードのこども家庭庁『事故防止ハンドブック』もご覧ください。

▼問い合わせ
子育て支援課　母子保健係
☎68-2211（内線146）



# ぼうさい掲示板

## Jアラート発信時（弾道ミサイル）の避難行動について

北朝鮮による弾道ミサイル発射状況を踏まえ、弾道ミサイル発射の緊急情報が発信された場合に、とるべき行動についてお知らせします。

弾道ミサイルは、発射からきわめて短時間で着弾します。

ミサイルが着弾または通過する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、町民に防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、携帯電話からの緊急速報メールが流れますので、このタイミングで以下の状況に応じて避難行動をとってください。

① 屋外にいる場合
近くの建物の中へ至急避難。
※できれば頑丈な建物や地下が望ましいですが、近くになければ、それ以外の建物でも構いません。

② 建物がない場合
物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

③ 屋内にいる場合
窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

### よくある質問と回答

Q　Jアラートが流れた後に避難を始めても手遅れでは？

A　避難行動にかけられる時間は限られたものですが、それでも近くの建物の中や地下などに避難する、物陰に身を隠すなど、わずかな時間でもできることはあります。

Q　近所には、丈夫な建物も地下もなく、避難できるところがありません。

A　横（水平）方向に広がる爆風や飛散する破片などに対して身体の衝突面を極力減らすことが重要なので、木造住宅へ避難するだけでも、避難行動をとらない場合と比べて被害を軽減できる可能性が高まります。

※詳細については、「内閣官房国民保護ポータルサイト」に掲載されています。
事前に確認しておきましょう。
https://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/index.html

### 利根町行政アプリをインストールしよう

重要なお知らせや、災害から自分や大切な人の命を守るための防災情報などを町民の皆さまへ発信します。

右の二次元コードからインストールできますので、ぜひご活用ください！

▶問い合わせ　防災危機管理課　防災係　☎68－2211（内線322）